

JA秋田しんせい 令和2年産の銘柄検査品種

国の「国内農産物銘柄設定申請要領」及び「新たなる農産物検査制度の運用について」の一部改正に伴い、必須銘柄【表1】（概ね都道府県の全域において検査実績のある銘柄で、当該都道府県内を、農産物検査を行う区域として登録している全ての登録検査機関が銘柄検査を行う銘柄）と選択銘柄【表2】（必須銘柄以外）の銘柄で、当該登録検査機関の選択により銘柄検査を行うことになることから「JA秋田しんせい」では、下記の秋田県の必須銘柄（県内の全ての登録検査機関が銘柄検査を行う品種）と、秋田県の選択銘柄の中から銘柄検査を行う品種を選択して銘柄検査【表3】を行います。

秋田県の必須銘柄

【表1】

RO2.6.17訂正

（水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米）	あきたこまち、ひとめぼれ及びめんこいな
（水稻もちもみ及び水稻もち玄米）	きぬのはだ及びたつこもち
（醸造用玄米）	秋田酒こまち、秋の精、吟の精及び美山錦
（普通小麦）	ネバリゴシ
（普通小粒大麦）	
（普通大豆及び特定加工用大豆） 大粒大豆及び中粒大豆	秋試緑1号、あきたみどり、すすさやか、タチユタカ及びリュウホウ
（普通大豆及び特定加工用大豆） 小粒大豆及び極小粒大豆	コスズ

秋田県の選択銘柄

【表2】

（水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米）	あきたさらり、あきたばらり、秋田63号、秋のきらめき、淡雪こまち、亀の尾4号、キヨニシキ、金のいぶき、きんのめぐみ、ぎんさん、コシヒカリ、五百川、ササニシキ、スノーパール、たかねみのり、ちほみのり、つくばSD1号、つくばSD2号、つぶぞろい、ハイブリットとうごう4号、はえぬき、ふくひびき、ミルクークイーン、ミルクープリンセス、萌えみのり、ゆめおばこ及び夢ごこち
（水稻もちもみ及び水稻もち玄米）	朝紫、こがねもち、ときめきもち、ヒメノモチ及びタヤけもち
（醸造用玄米）	一穂積、改良信交、華吹雪、百田、星あかり及び美郷錦
（普通小麦）	銀河のちから

JA秋田しんせい 銘柄検査品種

◎JA秋田しんせいで銘柄検査を行なう品種

水稻うるちもみ及び玄米 【表3】

登録検査機関	品 種
JA秋田しんせい	あきたこまち、ひとめぼれ、めんこいな、コシヒカリ、ササニシキ、はえぬき、夢ごこち、ゆめおぼこ、スノーパール、ミルクィーン、たかねみのり、淡雪こまち、萌えみのり、秋田63号、秋のきらめき、つばざろい、ちほみのり、金のいぶき

水稻もちもみ及び玄米

登録検査機関	品 種
JA秋田しんせい	きぬのはだ、たつこもち、こがねもち

醸造用玄米

登録検査機関	品 種
JA秋田しんせい	秋田酒こまち、秋の精、吟の精、美山錦、一穂積、百田

普通小麦

登録検査機関	品 種
JA秋田しんせい	ネバリゴシ

普通大豆及び特定加工用大豆（大粒及び中粒）

登録検査機関	品 種
JA秋田しんせい	秋試緑1号、あきたみどり、すすさやか、タチユタカ、リュウホウ

普通大豆及び特定加工用大豆（中粒及び極小粒）

登録検査機関	品 種
JA秋田しんせい	コスズ

※ 上記以外の銘柄品種を検査請求された場合は、等級の検査は行えますが、銘柄検査はできませんので留意願います。